

# 一般教育訓練明示書

講座の名称	精神保健福祉士一般養成通信課程(実習免除なし)				
実施方法	① 通学(昼間・夜間・土日) ② <b>通信</b> スクーリング(回数 10回)				
指定講座番号(15桁)	1320355	—	2110012	—	3
講座の創設年月日	一般教育訓練給付金対象講座の指定期間 平成13年4月1日	過去1年の講座実績	入講者数(累積)(83人)	修了者数(75人)	
令和6年3月31日まで					
訓練期間	19ヶ月		総訓練時間	3060時間	
1. 教育訓練目標					
①取得目標とする資格の名称、目標レベル		精神保健福祉士			
②①に係る資格・試験等の実施機関名称		厚生労働省			
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等		①保健福祉系大学で指定科目を履修し卒業、②保健福祉系3年制短期大学等で指定科目を履修し卒業後実務経験1年以上、③保健福祉系2年制短期大学等で指定科目を履修し卒業後実務経験2年以上、④精神保健福祉士一般養成施設修了。			
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況		医療機関や精神障害者を対象とした福祉施設における相談員、ソーシャルワーカー。 医療機関(精神科病院や精神科クリニック)における医療相談室での相談援助業務や、精神障害者を対象とした福祉施設で相談員、生活指導員として活用されている。			
2. 教育訓練の内容					
教科(カリキュラム)		時間	使用教材名		
医学概論		90	新・社会福祉士シリーズ1:医学概論		
心理学と心理的支援		90	新・社会福祉士シリーズ2:心理学と心理的支援		
社会学と社会システム		90	最新 社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座3:社会学と社会システム		
社会福祉の原理と政策		180	新・社会福祉士シリーズ4:社会福祉の原理と政策		
地域福祉と包括的支援体制		180	入門 地域福祉と包括的支援体制		
社会保障		180	新・社会福祉士シリーズ12:社会保障		
障害者福祉		90	新・社会福祉士シリーズ14:障害者福祉		
権利擁護を支える法制度		90	最新 社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座9:権利擁護を支える法制度		
刑事司法と福祉		90	最新 社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座10:刑事司法と福祉		
社会保障調査の基礎		90	最新 社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座5:社会福祉調査の基礎		
精神医学と精神医療		168	最新 精神保健福祉士養成講座1:精神医学と精神医療		
現代の精神保健の課題と支援		168	最新 精神保健福祉士養成講座2:現代の精神保健の課題と支援		
ソーシャルワークの基盤と専門職		84	最新 社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座11:ソーシャルワークの基盤と専門職(共通・社会専門)		
精神保健福祉の原理		168	新・精神保健福祉士養成セミナー:精神保健福祉の原理		
ソーシャルワークの理論と方法		168	最新 社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座12:ソーシャルワークの理論と方法(共通科目)		
ソーシャルワークの理論と方法(専門)		168	最新 精神保健福祉士養成講座6:ソーシャルワークの理論と方法(精神専門)		
精神障害リハビリテーション論		84	最新 精神保健福祉士養成講座3:精神障害リハビリテーション論		
精神保健福祉制度論		84	新・精神保健福祉士シリーズ6:精神保健福祉制度論		
ソーシャルワーク演習		84	最新 社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座13:ソーシャルワーク演習(共通科目)		
ソーシャルワーク演習(専門)		252	新・精神保健福祉士シリーズ7:ソーシャルワーク演習(精神専門)ー臨床ソーシャルワーク事例集ー		
ソーシャルワーク実習指導		252	新・精神保健福祉士シリーズ8:ソーシャルワーク実習・実習指導		
ソーシャルワーク実習		210			

3. 受講者となるための要件 (この講座を受講するために必要とされている条件など)	
①受講するに当たって必要な実務経験等	<p>①大学院及び4年制大学等を卒業(修了)、または入学年度3月末までに卒業見込みの方は実務経験不要</p> <p>②3年制短大等(夜間・通信課程除く)を卒業した方は、厚生労働省が定める指定施設にて1年以上の相談援助業務に従事していること</p> <p>③2年制短大・専門学校を卒業した方は、厚生労働省が定める指定施設にて2年以上の相談援助業務に従事していること</p> <p>④①～③に該当しない場合は厚生労働省が定める指定施設にて4年以上の相談援助業務に従事していること</p>
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準	<p>①～④のいずれかを満たすこと</p> <p>①大学院及び4年制大学等を卒業(修了)、または入学年度3月末までに卒業見込みであること</p> <p>②3年制短大等(夜間・通信課程除く)を卒業した方は、厚生労働省が定める指定施設にて1年以上の相談援助業務に従事していること</p> <p>③2年制短大・専門学校を卒業した方は、厚生労働省が定める指定施設にて2年以上の相談援助業務に従事していること</p> <p>④①～③に該当しない方は、厚生労働省が定める指定施設にて4年以上の相談援助業務に従事していること</p>
③その他	

# 一般教育訓練明示書

## 4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

### (1) 資格取得状況

① 前年度内の受講修了者数	75	人			
② ①のうち目標資格の受験者数	66	人	受験率(②/①)	88.0	%
③ ②のうち合格者数	50	人	合格率(③/②)	75.8	%
④ 上記②・③の回答者数	68	人			

### (2) 受講修了者による講座の評価等

① 回答者総数		44	人		
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	12	人	②A: 就業者計	30人
	2 非正社員、派遣社員	12	人		
	3 その他の就業(自営業等)	6	人		
	4 非就業	14	人	②B: 非就業者計	
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	4	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	29人
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	1	人		
	3 社内外的評価が高まる	5	人		
	4 円滑な転職に役立つ	8	人		
	5 趣味・教養に役立つ	5	人		
	6 その他の効果	2	人		
	7 特に効果はない	4	人		
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる	1	人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	14人
	2 希望の職種・業界で就職できる	8	人		
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる	3	人		
	4 趣味・教養に役立つ	0	人		
	5 その他の効果	2	人		
	6 特に効果はない	0	人		
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	1	人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	14人
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	0	人		
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	0	人		
	4 就職していない	13	人		
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	9	人	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	44人
	2 おおむね満足	26	人		
	3 どちらとも言えない	5	人		
	4 やや不満	3	人		
	5 大いに不満	1	人		

### (3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)

## 5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	1. 各科目のレポートの合否(C評価=60点以上を合格とする) 2. スクーリングの出席率(100%)及びスクーリング時に実施する面接授業試験を受けること 3. 規定の実習の実施状況および実習先からの評価に基づく担当教員の修了認定(該当者のみ)。
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	場所: 日本福祉教育専門学校 高田校舎 時期: 6～8月頃 期間・回数: 60時間=1日6時間×10日間

## 6. 修了を認定するための基準並びに修了を認定する時期及びその方法

- 印刷教材学習の評価に全て合格(C評価=60点以上)すること。
- 面接授業出席率100%かつ面接授業試験を受けること。
- 210時間以上の現場実習を履修し担当教員の履修認定を受けること。(社会福祉士の「相談援助実習」を履修した方は、150時間以上の実習となります。)

# 一 般 教 育 訓 練 明 示 書

7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法			
(1)受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	随時、質問票による質問を受け付けている(枚数制限なし)。		
(2)受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例:資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Pメール(機関誌)の発行。</li> <li>・受験対策講座や模試の実施(有料)</li> </ul>		
8. その他の事項			
指定教育訓練実施者名及び代表者名	学校法人 敬心学園		(代表者名: 小林 光俊 )
住所及び連絡先	東京都新宿区高田馬場1-32-15		TEL 03-3200-9072
施設名称及び施設長名	日本福祉教育専門学校		(施設長: 大谷 修 )
住所及び連絡先	東京都新宿区高田馬場2-16-3		TEL 03-3205-1611
給付制度担当部署・者	学務課		(担当者: 後藤 健 )
連絡先	TEL 03-3205-1611		
一般教育訓練経費 支払い方法	1. 一般教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)		515,000 円
① 一括払	① 入学料(税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)		20,000 円
② 分割払	② 受講料(税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	(うち、必須教材費	495,000 円 0 円)
③ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">両方可</span>	2. 一般教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)		86,312 円
	① 副読本代(税込額)		62,172 円
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)		円
	③ 施設維持費(税込額)		円
	④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代)(税)		24,140 円
	3. 総額 (1+2) (税込額)		601,312 円

[ 特 記 事 項 ]

--